

# 出入国管理業務の業務・システム最適化計画

2006（平成18）年3月31日

法務省情報化統括責任者(CIO)決定

2007（平成19）年8月31日改定

法務省情報化推進会議決定

2010（平成22）年3月23日改定

法務省情報化推進会議決定

2011（平成23）年5月13日改定

法務省情報化推進会議決定

## 第1 業務・システムの概要

我が国の出入国管理は、外国人の受入れに関する基本政策に基づき受入範囲をあらかじめ明定した上で（在留資格制度）、規制行政の一環として我が国に入国・在留しようとする個々の外国人につき一定の審査を経て所定の許可を付与する一方で基本政策に反し我が国に滞在し続けようとする外国人に対して適正手続を経て行政強制により我が国からの退去を求めるという「動的な制度」と、我が国に一定期間以上在留する外国人を対象に登録を義務付けてその身分関係・居住関係を明確にした上で、出入国管理のみならず日常の社会システムにおいて必要に応じその立証を行わせるという「静的な制度」によって成り立っている。

出入国管理の要諦は、関係法令（「出入国管理及び難民認定法」及び「外国人登録法」）でも明記されているとおり、すべての人の出入国ないしは在留外国人の「公正な管理」であり、これはすなわち、我が国が国益・公益に照らして積極的な外国人の受入れを標榜する分野においては入国・在留手続の円滑化を可能な限り促進することとする一方で、国益・公益に悪影響を及ぼす分野に属するものを水際での阻止あるいは滞在中の摘発を通じて厳格に対応することにより、我が国と諸外国との間の人の流れを公平かつ的確に規律するための行政運営を展開しようというものである。

現在の我が国の出入国管理における具体的な実施手続としては、「出入国管理及び難民認定法」に基づいた我が国と諸外国間の人の移動に当たっての国境通過に係る許可・確認手続として、全国の空港・海港における日本人の出帰国確認並びに外国人の入国審査及び出国確認（これらを「出入国審査」と総称している。）、

全国の地方入国管理局・支局・出張所（以下、「地方入国管理官署」という。）における外国人の在留審査，退去強制・出国命令に関する手続及び難民認定審査，それに，「外国人登録法」に基づいた我が国に一定期間以上在留する者の登録手続として，全国の市町村の事務所における身分関係・居住関係に係る登録事項の新規登録・変更登録及びこの登録内容に基づいた外国人登録証明書の交付に関する手続により構成される。

かかる業務をコンピュータにより処理又は支援するための諸システムが整備され，法務省入国管理局及び地方入国管理官署（以下「入国管理局」という。）で運営・利用されている。

出入国管理システムは，現在，「外国人出入国情報システム（F E I S）」（外国人に係る出入国審査，在留審査，退去強制・出国命令の各手続のデータ管理），「個人識別情報システム（J - B I S）」（上陸申請手続時の外国人に係る指紋及び顔画像のデータ管理），「I C旅券認証システム」（I C旅券内に格納された電子情報の読み出しとその真正性の確認及び当該情報による本人認証），「出入国審査総合管理システム」（日本人の出帰国手続のデータ管理），「指紋照合システム」（退去強制・出国命令の手続の過程で対象外国人から取得した指紋及び顔画像のデータ管理），「位置情報システム」（提報や過去に摘発を実施した場所等を電子地図上に表示），「外国人出入国記録即日取得システム」（外国人の出入国審査手続の際に提出される出入国記録カードの画像データ管理），「事前旅客情報システム（A P I S）」（航空機到着前の乗員・乗客情報の入手及び確認）及び「乗員上陸許可支援システム」（海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理）により構成されており，警察庁・財務省と共同で運用している事前旅客情報（A P I）センターシステム，外務省の査証発給システム及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営管理する府省共通ポータルとの間で連携が図られている。

また，平成22年2月21日から2月28日までの並行運用期間を経て，空港関係手続情報（事前旅客情報についてもA P Iセンターシステムに替わって）についても同ポータルとの連携が図られている。さらに，出入国審査総合管理システムについては，平成22年1月から次世代システムである「日本人出帰国審査システム」として稼動を開始している。

これに加え、外国人登録情報処理システムによって、市町村からの依頼を受けて地方入国管理局で執り行う外国人登録証明書（16歳以上の者に交付される甲様式外国人登録証明書）の調製の事務を処理するとともに、当該調製において得られた登録事項の電子データあるいは市町村から法務省に直接送付される報告書から得られる登録事項の新規登録・変更登録、外国人登録証明書の交付に関する事項を電子データ化したものを、同システムから出入国管理システムに送信してその内容を反映させることとしている。

なお、外国人の公正な在留管理を行うため、法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築し、併せて外国人登録制度を廃止するとともに、在留期間の上限の伸長その他の適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置を講ずること等を目的とした「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）が、第171回国会において可決・成立している。入管法等改正法においては、これらの措置として法務大臣が在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人に対し、基本的身分事項、在留資格・在留期間等を記載した在留カード及び特別永住者に対して特別永住者証明書を交付すること等が規定されており、今後、在留カード等を作成・発行するシステムを新たに導入する予定である。

おって、在留カード等を作成・発行するシステムの稼働に合わせて、一定の移行期間を経て、現行の外国人登録情報処理システムは稼働停止となる。

## 第2 最適化の基本理念

出入国管理行政では、冒頭でも触れたとおり、国際交流や経済の発展等のために外国人を円滑に受け入れ（円滑化）、同時にテロ・犯罪・不法滞在者など我が国にとって好ましくない外国人について厳格な対応を行っていく（厳格化）という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

かかる背景の下で日々の出入国管理業務を遂行している中、今日においては、観光立国及び国際ビジネスの更なる展開を目指した外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、専門的・技術的分野での外国人労働者の受入れ拡大をはじめとする

我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化，これによる審査対象者の急激な増加，テロリズム・外国人犯罪の脅威，リピーターの増加，不法就労・不法滞在事案の巧妙化，偽変造文書・成りすまし事案の横行など，出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化しており，現行の業務・システムのままでは，この変化に対して柔軟かつ迅速に対応することが難しくなりつつある。

そこで，業務・システムの最適化を進めるに当たり，「外国人受入政策の立案及び制度設計（P l a n）」，「政策及び制度の具体的な実施（D o）」，「入国・在留外国人の現状把握・情報分析（C h e c k）」及び「外国人受入政策の見直し（A c t）」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたP D C Aサイクルを実現して，我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築するとともに，出入国管理行政の円滑化・厳格化という言わば相反する二つの課題に同時に対応し，かつ，一層の業務の効率化・合理化を図ることを目的とする。

以上を踏まえ，本最適化計画の策定に際しては，国民生活の安全性確保，利用者サービスの向上，業務処理の効率化・合理化・集約化，高度情報通信技術の活用，システムの利便性向上，レガシーシステム問題の解消及びI T－R O Iの向上に加え，入管法等改正法に基づき導入される法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度の構築と在留カード及び特別永住者証明書の偽変造対策の推進を最適化の基本理念とする。

この基本理念の下において，以下に掲げる分野ごとに設定された最適化施策に重点的に取り組む。

〔情報システム見直し関係〕

- （Ⅰ）現世代システムから次世代システム（同等機能）への刷新
- （Ⅱ）最適化施策を実施するために必要となる共通基盤の整備・拡充

〔テロ・犯罪・不法滞在防止関係〕

- （Ⅲ）バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立

〔電子申請手続関係〕

- （Ⅳ）乗員上陸許可申請関係手続の電子化推進
- （Ⅴ）在留手続の電子化

(VI) インターネットを活用した情報提供機能の充実

(VII) コールセンターの設置による問い合わせ対応体制の拡充

[情報収集・分析関係]

(VIII) 情報共有化の促進及びインテリジェンス機能の充実・強化

(IX) 位置情報システムを活用した実態調査及び違反調査業務の効率化

[情報システム管理体制関係]

(X) 情報システム管理体制の強化

[新たな在留管理制度関係]

(XI) 新たな在留管理制度の実施及び従来機能の拡充

これらの基本理念に基づいた業務・システムの最適化の実施に当たっては、テロ・犯罪・不法滞在・偽装滞在防止対策といった我が国の公共の安全にとって緊急性の高いものを優先しつつ、その他の分野についてはレガシーシステムの刷新をはじめとするシステムの改善によるコスト削減を原資とした資源再配分を原則とし、予算効率の高い簡素な政府を実現するという電子政府構築計画の趣旨に沿うものとする。

### 第3 最適化の実施内容

出入国管理関係の業務では、外国人入国者数が平成13年から平成21年の過去9年間で約43%増（9年間の平均増加率約5%）、在留資格審査関係申請の新受人員が平成13年から平成21年の過去9年間で約22%増（9年間の平均増加率3%）となる等、近年の業務量の増加は顕著であり、今後ともこの増加傾向は続くものと予想されるところ、出入国管理に係る業務・システムについて、前述した各種の最適化施策を、経済的重要度（実施することで十分な費用対効果が期待できるか）と戦略的重要度（政策判断上の必要性和緊急性が高いか）に基づき厳しく精査するとともに、利用者（国民、外国人）のニーズ（要件定義時まで把握）とサービス向上効果を勘案した上で、2005年度（平成17年度）から2012年度（平成24年度）の間において実施する。

これにより、以下の効果を得ることが可能と見込まれる。

- 業務改善効果

下記の最適化施策を実施した場合、現状の出入国管理関係の業務において、平成25年度以降毎年約6万9千時間の業務改善効果<sup>注1</sup>を得ることが可能と見込まれる。

- IT改善効果（ITに係る経費節減効果）

現世代システムと次世代システム（同等機能）のシステム運用経費を比較すると、平成25年度以降において年間約32.1億円（試算値）のIT改善効果を得ることが可能と見込まれている。

他方、システム全体の運用経費は、平成25年度において最適化実施前より高額になると見込まれているものの、これは、「バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立」に要する経費が高額になっていることが理由であり、この施策を実施せずにテロの発生を未然に防ぐことができなかった場合、日本社会に甚大な被害を及ぼすことにもなるため、その実施は不可避である。

- サービス向上効果

利用者側が直接又は間接的に享受したり、法令違反や犯罪等を未然に防止する等の様々なサービス向上効果を創出することが可能と見込まれる。

（注1）業務改善効果

業務処理の合理化・簡素化による業務処理時間の縮減効果。最適化実施による業務処理1件当たりの縮減時間に業務量を掛け合わせる等して算出。法務省における業務処理時間の縮減だけでなく、外部委託事務における業務処理時間の縮減を含む。

## 1 現世代システムから次世代システム（同等機能）への刷新

### （1）実施の必要性

平成16年度に実施した出入国管理システムの刷新可能性調査において、

- ア 一定のオープン化が実現されているものの、特定ベンダーの寡占状態が続いており、競争原理が十分に働いていないこと
- イ 「最小」レベルの戦略的IT投資しか行われておらず、固定費が戦略的IT投資を圧迫していること

- ウ 十分な業務改善効果やサービス改善効果を創出できていないこと
  - エ 業務の標準化やペーパーレス化が十分ではない、統計時に正確なデータを取れない等の業務の効率性に係る問題があること
  - オ 3階層間のデータ連携の複雑さに起因し、業務に大きな影響を与える障害が多数発生していること
  - カ 一部のシステムはベンダー固有の製品を前提としたアプリケーション構造を採用しているため、移植性に不安があること
  - キ 適用技術の多くが、「成熟した技術」又は「見通しが不透明な技術」に該当していること
  - ク 入国管理局が事業を継続していく上でいくつかの重要な安全性・信頼性に係る課題があることが判明していること
  - ケ 全国のユーザ（地方入国管理官署）が最新データをリアルタイムで参照することができない（ホスト～サーバ～端末間の同期に一定のタイムラグがある）こと
  - コ 職員に利用されていない帳票が多いこと
  - サ 一部システムは、応答時間が著しく遅いこと
- との課題を指摘されているほか、運用経費の縮減、保守、拡張性等の観点からオープン系システムへの刷新が推奨されている。

## （2）実施内容

F E I S 及び出入国審査総合管理システムについて、以下の内容を実施することとする。

なお、下記の実施内容については、平成19年8月31日に改定した最適化計画において平成21年度までに実施することとしていたところ、出入国審査総合管理システムについては実施済みであるが、その後、平成21年度第171回通常国会において入管法等改正法が、同年7月8日に可決・成立したため、その内容を踏まえて、システム整備を行う必要があることから、F E I S については、入管法等改正法が施行される平成24年度までに実施することとする。

ア オープンなアーキテクチャの採用【平成24年度までに実施】

F E I Sを筆頭とする現世代システムは、特定ベンダーの技術に大きく依存したアーキテクチャを採用しているが、次世代システムでは、可能な限り特定ベンダーの技術に依存しないオープンなアーキテクチャを採用するとともに、システム間連携では標準的なプロトコルやインタフェースを採用することにより、他機関（他府省，地方自治体，航空会社等）のシステムとの連携を柔軟で容易なものとする。また，O S S（オープンソース・ソフトウェア）を導入可能な領域があれば，積極的にO S S導入を検討することとし，O S S導入によるオープン化及び標準化を推進する。なお，O S S導入を検討するに当たっては，T C O（トータルコスト・オブ・オーナーシップ），性能，サポート，他のソフトウェアとの親和性，管理負担等の面で商用ソフト等との比較評価を行った上で導入可否を判断するものとする。

これにより，特定ベンダーへの依存状態から脱却し，新規ベンダーへこれまで以上の参入機会を提供することが可能になるとともに，ベスト・オブ・ブリード（各分野で最良のハードウェアやソフトウェアを組み合わせること）なシステムを適正な価格で構築することが可能となる。

#### イ サーバ統合・ストレージ統合【平成24年度までに実施】

現世代システムの中核をなすF E I S及び出入国審査総合管理システムでは，可用性を確保するために三層構造のアーキテクチャを採用し，データセンターに配置されたホストコンピュータ（メインフレーム）以外に中継用のサーバを各拠点（地方入国管理局・支局，空港等）に分散配置している。そのため，メインフレーム・サーバ関連経費が膨らんでいる上，システム要員ではない現場の職員が業務の合間をぬってサーバ運用を行う等，運用管理面の負荷が大きかったが，次世代システム（同等機能）ではサーバをデータセンターに集中配備することでメインフレーム・サーバ関連経費を削減するとともに，運用管理負荷を軽減する。

また，現世代システムでは，個別システム（F E I Sの出入国審査系，F E I Sの在留・退去系，乗員上陸許可支援システム，指紋照合システム，外国人出入国記録即日取得システム）ごとにサーバを導入してきたため，分割損が発生しているが，次世代システムでは複数のアプリケーションがサーバ資源を共有できるようにし，サーバ台数を削減し，分割損の解消を図る。次世代システ



ムでは、スモールスタートと水平拡張が容易な、ブレードサーバや1Uサーバ等の採用を基本方針とし、アプリケーションの仕様等で水平拡張に対応できない場合は、ミドルレンジもしくはハイエンドのサーバ等を採用する。

ストレージについても、現世代システムではホストコンピュータ及びサーバごとに個別のストレージを持っているため、分割損が発生しているが、次世代システムではSANやNAS<sup>(注2)</sup>等を活用してストレージをデータセンターへ集約化することで分割損の解消を図る。OSやアプリケーションソフト、ログファイルは原則サーバのローカルディスクに保存し、定期的なバックアップが必要なマスターデータやトランザクションデータはSANやNAS等のストレージに保存することを基本方針とする。

#### ウ ネットワークの冗長化【平成24年度までに実施】

現世代システムでは、三層構造のアーキテクチャを採用しているため、データセンターと各拠点を結ぶWAN回線を二重化していないが、次世代システムではサーバやストレージをデータセンターに集中させるセンター集中型アーキテクチャ（データセンターへサーバ資源を集中化したアーキテクチャ）を採用する予定であることから、WAN回線の二重化を行い、片系のWAN回線がダウンした場合でも業務を継続できるようにする。また、データセンター内及び各拠点内に敷設されているLAN回線についても、これを二重化し、ネットワークの信頼性を高めるものとする。

なお、現世代システムでは平成15年度までに高価格・狭帯域の専用線から低価格・広帯域の広域イーサネットへの移行が完了しているが、次世代システムにおいては、法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画（平成17年4月6日法務省情報化統括責任者（CIO）決定）に基づき、同ネットワークに統合することを基本方針とする。

その一方で、法務省情報ネットワーク最適化計画策定後、犯罪対策閣僚会議での報告内容を踏まえて内閣官房においてバイオメトリクスを活用した出入国審査の在り方について本格的に議論されたという経緯があるところ、これを受けた法務省におけるコンピュータシステムの検討過程において、回線上を流れるデータ量の飛躍的な増大が見込まれたほか、システムのTCOを踏まえて前述のセンター集中型アーキテクチャの採用予定もあり、法務省情報ネットワ

ーク最適化計画において前提としていた回線容量や可用性に大きな影響を及ぼすことも十分に考えられる。したがって、当面の間、法務省情報ネットワークの利用に関しメールサービスなどの一般行政業務を対象とし、この場合において、不必要な端末機器の二重化を行うことのないよう留意する。

なお、ネットワーク構成については、今後も引き続き慎重に検証を実施し、必要に応じて法務省情報ネットワーク最適化計画又は本最適化計画の見直しを行うこととする。

#### エ データセンター資源の冗長化【平成24年度までに実施】

現世代システムでは、正・副のデータセンターが配置されているものの、各データセンターに設置されたホストコンピュータ間でバックアップ及び処理の切替えが万全な形で機能していない等、安全性・信頼性に問題がある。

次世代システムでは正・副のデータセンターのサーバ・ストレージ間でバックアップ及び処理の切替えが万全な形で機能するようにし、安全性・信頼性を大幅に向上させる。

#### オ シンククライアントの採用

負荷の高い処理を行う必要があるアプリケーションや高いレスポンスタイムが要求されるアプリケーション、常時運用が求められるアプリケーションを扱うクライアント端末以外については、セキュリティリスクの最小化及び運用管理コストの削減を目的として、シンククライアントの採用を検討した結果、新たな在留管理制度への対応<sup>(注3)</sup>によりシステム構成としてシンククライアントの採用を見送ることとした。

#### カ 再構築型の刷新手法の採用【平成24年度までに実施】

一般的にはレガシーシステムを刷新する主な手法として、全面的に再構築する手法（再構築型）、既存のアプリケーション資産を再利用し、ハードウェア・ソフトウェアを中心に刷新する手法（システム移行型）、既存のシステム資産を新しいシステムでラッピングする手法（ラッピング型）がある。

次世代システムでは、現世代システムとは異なる業務体系、データ体系、適用処理体系を梃子にして高い業務改善効果やサービス向上効果を得ることを目標としていることから、既存のデータ体系や適用処理体系に引きずられ、目標とする業務改善効果やサービス向上効果を達成できなくなるおそれがある

システム移行型やラッピング型ではなく、再構築型を基本方針として採用する。

なお、個々のアプリケーションに着目した場合、停止可能時間、データ量、システム停止による業務への影響等の特性がそれぞれ異なり、必ずしも再構築型の刷新が適当でないものもあることを念頭に置き、最終的には、アプリケーションごとに特性を十分に見極めた上で刷新手法を決定することとする（例えば、移行のために停止可能時間が確保できず、システム停止による業務への影響が甚大なアプリケーションでは、リスクを最小化するためにラッピング型と再構築型の刷新手法を組み合わせる等）。

#### （注2）SAN, NAS

SANは、Storage Area Networkの略称であり、外部記憶装置間及び記憶装置とコンピュータの間を結ぶ高速なネットワークを指す。

また、NASは、Network Attached Storageの略であり、ネットワークに直接接続して使用するファイルサーバを指す。

#### （注3）新たな在留管理制度への対応

新たな在留管理制度の施行により導入されることとなる在留カード等発行業務は、これまでネットワークやサーバトラブルのときは押印対応等手作業による代替処理を行っていた出入国審査業務、在留審査業務及び退去強制業務においても、システムが発行するカードを手交することが求められることとなっている。そのため、在留カード等を発行する機能を端末にも持たせスタンドアロン環境で稼動するという業務要件になり、シンクライアントの採用を見送ることとなった。

### （3）期待効果

上記（2）のアからエ及びカをすべて実施した場合、現世代システムから次世代システム（同等機能）への刷新により、現世代システムと次世代システム（同等機能）のシステム運用経費を比較すると、移行完成後の平成25年度において年間約32.1億円（試算値）のIT改善効果が可能と見込まれる。

## 2 最適化施策を実施するために必要となる共通基盤の整備・拡充

## (1) 実施の必要性

現行の出入国管理システムにおいては

- ア 出入国審査，在留審査，退去強制といった各業務に対応したアプリケーションを統合するために多額のコストと時間を要していること
  - イ F E I Sにおいて一定のデータベース統合化を実現しているものの，それ以外のシステムはデータベースが部門ごと，業務ごとの縦割りとなっており，十分なデータ統合が図れているとは言えない状況であり，総合的，迅速な意思決定やサービスの提供ができていない等の課題が顕在化していること
- が課題となっているほか，現行では，至るところでマスターデータの重複が発生しており，データ補正を頻繁に行っていることやデータの鮮度が最新の状態ではない等の課題が顕在化している状況にある。

## (2) 実施内容

下記の実施内容については，平成19年8月31日に改定した最適化計画において平成21年度までに実施することとしていたが，その後，平成21年度第171回通常国会において入管法等改正法が，同年7月8日に可決・成立したところ，その内容を踏まえて，システム整備を行う必要があることから，入管法等改正法が施行される平成24年度までに実施することとする。

### ア 機能の共通化とインタフェースの標準化【平成24年度までに実施】

S O A（サービス指向アーキテクチャ）の考え方にに基づき，次世代出入国管理システムの機能を共通化し，機能呼出しや外部システム連携のインタフェースを標準化することにより，個々のアプリケーションの調達を迅速かつ低コストに行い，全体最適なシステムを実現する。この場合においてS O Aの活用範囲については，その技術動向や個々のシステムの要件・仕様等を鑑みた上で慎重に判断するものとする。

### イ 統合データ管理システムの導入【平成21年度から実施中】

次世代システムにおいて入国管理局が取り扱う業務横断的に利用されるすべてのデータを統合化し，一元的かつ体系的に管理する。

なお，平成22年1月からの日本人出帰国審査システム導入に伴い，日本人出帰国審査システムと統合データ管理システムの連携は実施されているが，さ

らに、業務横断的に利用されるデータを一元管理することで、職員はアクセス権限さえ付与されていれば、他部門や他業務であってもデータベースを利用することが可能となる。F E I Sにおいては平成24年度までに実施することとする。

#### ウ ネットワークの拡充【平成24年度までに実施】

現世代システムでは、3層構造のアーキテクチャを前提としているため、データセンターと各拠点間のWAN回線についてそれ程広い帯域を必要としていないが、次世代システムでは、センター集中型アーキテクチャを前提としているため、WAN回線の拡充による広帯域化が必要不可欠である。特に出入国審査業務で利用されるIC旅券認証システム、個人識別情報システム及び自動化ゲートシステムは、1トランザクションごとのデータサイズが大きい上にピーク時のトランザクション量が極めて多いことが予想され、WAN回線の帯域が十分でない場合、遅延が発生し、審査業務や渡航者の出入（帰）国に支障を来たす等の悪影響を及ぼす可能性が高いことから、データセンターと各空海港間のWAN回線の拡充を優先的に実施していくこととする。

#### エ 統合認証基盤システムの構築【実施時期について平成25年度までに検討】

次世代システムの共通基盤として、ユーザID・パスワード・権限情報・権限ポリシー等の集中管理、新規ユーザ作成や権限付与等のための事務承認フロー、ユーザID・パスワードに係るリセット対応の自動化、シングルサインオン、アクセスログの収集・保存、パスワードのセルフリセット等を可能とする統合認証基盤システムを構築し、セキュリティレベルの向上を図る。その際、「職員等利用者認証業務の業務・システム最適化計画」（2007年（平成19年）4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、2008年（平成20年）2月13日改定、2008年（平成20年）8月29日改定、2009年（平成21年）8月28日改定）と調整を図り、実施することとする。

なお、平成23年度予算概算要求において、国の歳出縮減方針に基づいて、最適化対象システム構築の優先順位を検討した結果、平成24年度に施行される入管法等改正法に関連するシステムの整備を優先する結論に至り、当該システムの開発を一旦凍結することとした。

### (3) 期待効果

- ア 機能の共通化とインタフェースの標準化を実施した場合、アプリケーションが実装の壁（サイロ）から開放され、業務プロセスやデータの再利用が促進されるとともに、システム間の相互接続性が向上する。
- イ 上記統合データ管理システムの導入を実施した場合、システム間でのマスターデータの重複が発生せず、データの品質と鮮度をいつも最新の状態に保つことが可能となる。
- ウ 上記ネットワークの拡充を実施した場合、ネットワーク回線の帯域の狭さが業務に多大な影響を及ぼすことを回避することができ、将来的にIP電話やIPTV会議等の新しいアプリケーションの導入が可能となる。
- エ 上記統合認証基盤システムの構築を実施した場合、アプリケーションごとに認証機能やアクセス制御機能を構築する必要がなくなり、個々のアプリケーションの開発経費を抑制することが可能となるとともに、BI情報や個人情報等の重要情報に対し、誰が、いつ、どのアプリケーションからアクセスしたかをログに基づいて監査することが可能となる。

## 3 バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立

### (1) 実施の必要性

#### ア IC旅券の導入・普及

我が国でも平成18年3月20日からの発給が開始された、バイオメトリクスが搭載されたIC旅券は、①同一人性の確認、②旅券の真偽性確認、③要注意人物割り出しに関し、飛躍的な効果を発揮するものであり、これらの情報を出入国審査に活用する必要がある。

#### イ 水際対策の強化

米国における同時多発テロ事件を契機として、テロリストを始め国際的な犯罪組織の移動を抑止することが国際社会の重要な課題となっており、従来にも増して厳格な出入国審査を実施し、要注意人物の入国を確実に阻止することがテロ対策・治安対策を進めていく上で不可欠となっている。

#### ウ 出帰国手続の円滑化

国際線就航・増便などが影響して空港における出入国審査関係の業務量が年々増加する中で、一般の日本人渡航者からは、より迅速な出帰国手続を行うよう要望が多数寄せられている状況にあるが、空港審査場のスペース的な問題、また、出帰国手続を行う職員数の限界もあり、飛躍的にスピードアップさせる方策は現段階において存在していない。

## (2) 実施内容

### ア IC旅券認証システム及び個人識別情報システムの導入【平成19年度から実施中】

我が国においては平成18年3月20日からIC旅券が発給されているほか、諸外国においてもIC旅券が順次発給されており、出入国審査手続においてこれに対応すべく、平成19年11月20日からIC旅券認証システムを導入して運用を開始している。IC旅券の書き込み・読み取り方式に関する国際規格は国際連合の専門機関である国際民間航空機関（ICAO）において協議・決定されており、これに基づいてICチップ内に格納された電子情報（身分事項及び生体情報（顔画像等））を読み出した上、公開鍵基盤（PKI）を応用して発給国政府機関からあらかじめ入手した認証情報により正規に発給されたものであるか否かを瞬時に確認するとともに、生体情報による本人確認のための対比照合（1：1照合）を機械的に行い得ることから、「ヒトの目」と「コンピュータの目」を組み合わせることで昨今問題化している成りすまし事案への適切な対処が可能となる。

また、外国人渡航者本人の生体情報と指名手配容疑者・入管法違反者等に関する情報を照合するため、平成19年11月20日から個人識別情報システムを導入して運用を開始している。これは、外国人に対して空海港における上陸審査時に指紋及び顔などの個人識別情報の提出を義務付け、入国管理局があらかじめ構築したテロリストその他の国際犯罪指名手配容疑者及び過去に入管法違反により我が国から退去強制処分を受けた者に係る個人識別情報データベースとの逐次照合（1：n照合）を電子的な方法により精緻かつ迅速に行うことで、テロ・犯罪や不法滞在を企図した者が、身分事項をはじめとするテキスト・データによる要注意人物情報との照合をかいくぐろうとする行為、例えば身分

事項を変更して旅券を新たに取得したり他人名義の旅券を不正利用して我が国に入ろうとする行為を水際で発見して取り締まることが期待でき、特に「リピーター」と称される入管法違反のいわゆる「再犯」であることが判明した者が退去強制手続件数の1割強を占めるという現状を大幅に改善するほか、翻って上陸審査において重要な要素の一つである「上陸拒否事由への該当の有無」の判断が比較的容易となって、大半の善良な渡航者に対する上陸許可の判断のための便宜となることも見込まれる。

本施策については、テロ・犯罪や不法滞在を企図した者の我が国への入国を確実に水際で防止するために、一斉に開始することとなった。

これら一連の方策により、偽変造旅券の防止、成りすましの防止、要注意人物の割り出しを実現し、盗難・紛失旅券を使用した国際犯罪組織による不法入国事案の未然防止、テロリスト・犯罪者の水際対策の強化及び不法滞在者減少を図る。

I C旅券認証システム及び個人識別情報システムの構築に当たっては、国際標準化機構（I S O）で提唱されているB i o - A P IやC B E F F<sup>注4</sup>等の共通インタフェースの採用を前提とし、相互運用性や拡張性を持たせる。

なお、I C旅券認証システムでは、主要空港の審査場内に設けられたキオスク端末（プレ審査端末）を用いて審査手続の一部をセルフサービス化し、入国審査官の負担軽減を図るとともに、渡航者の審査待ち時間の短縮を図ることを考慮したものの、待ち時間の短縮の効果が見込める程度のキオスク端末の設置は費用の面から実現が困難であることから、実施を見送ることとした。

#### イ 自動化ゲートシステムの導入【平成19年度から順次実施中】

出入国管理上の要注意人物に該当せず、かつ、バイオメトリクス情報を自らの意志により登録した「信頼できる渡航者」に対して主要空港の審査場内に設けられた「自動化ゲートシステム」を介しての出入国審査を平成19年11月20日から導入している。これにより、審査場内での待ち時間の解消、1件当たりの処理時間短縮、渡航者向けサービスの向上を実現している。

「自動化ゲートシステム」の導入に当たっては、利用者のニーズを把握した上で費用対効果について十分に考慮するとともに、安全性と利便性を共に確保



することを前提に、関係省庁・関係機関（航空会社、空港管理会社など）との間で引き続きシステム運営に関する検討や利用プロセスの検証を進めていくが、当面は、出入国審査手続単独での運用を開始している。

自動化ゲートシステムの実運用に関して、バイオメトリクス情報が記録されたICカードを発行する方式と、データベースに記録する方式が想定されるが当面データベースに記録する方式を選択することとし、加えて、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）の中の「課題解決モデルの提供によるアジア等への貢献のための取り組み」で示された、空港手続全体の最適化（チェックイン及び出国手続における本人確認プロセスの自動化等）についても十分に配慮するものとする。

#### ウ 審査ブースでのEDカード画像読取

出入国審査プロセスの見直しに伴い、現在後方入力作業により処理されているEDカード画像読取を審査ブースで行うことにより、後方入力の処理にかかるコスト削減を図ることとしていたが、検討の結果、後方入力の処理の方が効率的であったため、実施を見送ることとした。

#### エ 日本人の出国及び帰国証印の廃止【平成19年度から実施中】

自動化ゲートの導入を契機とした出入国審査プロセスの見直しに伴い、自動化ゲートを利用した場合の日本人の出国・帰国証印を廃止し、審査時間の短縮を図る。

（注4）C B E F F

C B E F Fは、Common Biometric Exchange File Formatの略称であり、指紋、虹彩などバイオメトリクスデータの形式を定める規格を指す。

### （3）期待効果

#### ア 業務改善効果

上記（2）のうち施策ア、イ及びエを実施した場合、出入国審査プロセスの合理化が図られることにより、出入国審査時間について平成25年度以降に約2万4千時間（試算値）に相当する業務改善効果を得ることが可能と見込ま

れる。

また、これらの効果のほかに、上記（２）のア及びイを実施した場合には、偽変造旅券の行使及び成りすまし事案の発生を限りなくゼロとすることが可能となることを見込まれる。

#### イ サービス向上効果

上記（２）のＩＣ旅券認証システム及び個人識別情報システムの導入を実施し、盗難・紛失旅券を使用した国際犯罪組織による不法入国事案を未然防止し、また、テロリスト・犯罪者の水際対策を強化することにより、テロの発生を未然に防ぐことに寄与すると見込まれる。

上記（２）の自動化ゲートシステムの導入及び日本人の出国及び帰国証印の廃止を実施した場合、出入国審査待ち時間の短縮に寄与することが可能と見込まれる。

また、上記（２）のＩＣ旅券認証システム及び個人識別情報システムの導入を実施した場合、上陸不適格者の不法入国を阻止し、不法就労関連コスト（不法就労による報酬額のうち国外に送金される金額）と犯罪関連コスト（不法入国者によって引き起こされる主要犯罪（強盗・窃盗犯・知能犯）の被害額）の発生抑止に寄与することが可能と見込まれる。

## 4 乗員上陸許可申請関係手続の電子化推進

### （１）実施の必要性

#### ア 港湾手続の簡素化・効率化による業務量の増加

港湾関係の乗員上陸許可申請では、港湾手続の簡素化・効率化を通じて外航船舶の我が国への入港を促進し海運分野での国際競争力を高めるための政策がとられており、これが功を奏せば外国人船員の上陸案件が大幅に増加することが見込まれる。

#### イ 電子申請の利便性の更なる向上

港湾関係の乗員上陸許可申請手続については、現在、申請のみが電子化され、乗員上陸許可書の交付については窓口手渡し又は郵送により行っているが、その電子申請利用率は、約４４％（平成２１年）であり、未だ紙による申請が過半数を占めているほか、空港関係の乗員上陸許可申請については電子化されて

おらず、航空会社との紙によるやり取りとなっている。

前述の「IT新改革戦略」において、世界一便利で効率的な電子行政を実現するため、「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン申請率を2010年度までに50%以上とする」ことが目標として掲げられている。

## (2) 実施内容

### ア 輸出入及び港湾・空港手続関係業務の最適化の推進【平成21年度から実施中】

乗員上陸許可申請手続に関しては、財務省を中心として策定された「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」（2005年（平成17年）12月28日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえつつ、国際海上交通の簡易化に関する条約（FAL条約）の締結に伴い、ワンストップサービス・シングルウィンドウ化の考え方に基づいて、各府省共通手続とされている入・出港届、乗員・乗客名簿をはじめとする提出書類の記載項目の削減・見直し及び電子手続の更なる促進を図っていく。

### イ 港湾関係の乗員上陸許可書の電子交付

既存の乗員上陸許可支援システムに、不正防止のためのセキュリティ対策を施した許可書を発行者（地方入国管理官署）からのリモート操作により申請者側で自動的に印刷できるといった内容の乗員上陸許可書の電子交付機能の追加を平成20年度に行ったが、平成19年11月20日に施行された改正出入国管理及び難民認定法により、現在、乗員上陸許可の申請者についても、個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供を求めることができることとされ、出入国管理の厳格化の面から、原則として乗員についても可能な限り個人識別情報の提供を求める運用を実施しており、法制度上の見直しも見込めないことから、電子交付機能を使用することは適切ではないとの結論に達したため、実施しないこととした。

### ウ 空港関係の乗員上陸許可申請の電子化【平成21年度から実施中】

空港関係手続情報については府省共通ポータルとの連携が平成22年2月21日に予定されていたところ、連携のための事前旅客情報システム(A

P I S ) の改修を行い、平成 2 2 年 3 月から本格運用を開始した。これにより、空港関係の乗員上陸許可申請の電子化が図られた。

### (3) 期待効果

#### 業務改善効果

上記(2)のウを実施した場合、乗員上陸許可書作成にかかる時間の削減が図られることにより、平成 2 2 年度以降に約 1 万 4 千時間(試算値)に相当する業務改善効果を得ることが可能と見込まれる。

## 5 在留手続の電子化

### (1) 実施の必要性

#### ア 地方入国管理官署窓口の混雑

現在、在留審査の手続は原則として外国人本人が地方入国管理官署に出頭して旅券、申請書及び立証資料を提出して行うこととされているため、東京、大阪、名古屋をはじめとする地方入国管理官署の窓口は申請者及びその関係者で終日混雑しており、申請受理だけで一時間以上待たされる場合もあり、外国人入国者や申請者等に対して十分なサービスを提供できていない。

#### イ 申請書作成の必要性

申請者は、申請を行う都度、旅券等に記載された内容を元に申請書に所定の事項を自ら記入しなければならないという手間がかかっており、利便性の面で改善が必要とされている。

#### ウ 審査官個人での進捗管理

現在、各審査進捗状況については、審査官が個人で管理しているため、問い合わせ等があった場合に、担当の審査官しか対応することができない。

#### エ 電子申請の更なる促進

前述の「IT新改革戦略」において、世界一便利で効率的な電子行政を実現するため、「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン申請率を 2 0 1 0 年度までに 5 0 % 以上とする」ことが目標として掲げられている。

## (2) 実施内容

平成19年度に改定を行った最適化計画においては、下記実施内容アからカについて、平成21年度までに実施することとしていたところ、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）において、「利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、停止すべきシステムの範囲を電子政府評価委員会に対して報告し、その評価や国民からの意見も踏まえた上で、年内を目途にシステム停止の是非について結論を得るものとする。また、その範囲は必要に応じて毎年見直していくこととする。」とされていることから、対象手続の範囲やその実現内容、方法等について特に慎重な検討を行う必要があり、平成25年度までに検討を行う。

### ア インターネットを利用した申請手続【平成25年度までに検討】

外国人登録証明書（入管法等改正法施行後は在留カード）を持つ外国人及び事前登録済みの申請者（申請取次者や受入機関等の頻繁に申請する利用者）に対して、インターネットを利用した申請書作成及び郵送による申請を可能とし、申請者の窓口出頭の手間を省くとともに、申請受理に係る業務の合理化を図る。

### イ インターネットによる出頭日時予約【平成25年度までに検討】

資格外活動許可審査、再入国許可審査及び就労資格証明書交付において即日発行が可能な場合について、インターネットを介した申請書作成及び出頭日時の予約を可能とし、出頭時の申請書類作成に係る負担を軽減するとともに待合スペース内での待ち時間を解消する。

### ウ 各国語に対応した申請書類の作成【平成25年度までに検討】

インターネットを介して各国語による申請書類の作成を可能とすることで、申請者の申請書類作成における負担を軽減する。

### エ 在留資格認定証明書の電子化【平成25年度までに検討】

在留資格認定証明書の発行プロセスを一部電子化することにより、証明書の作成にかかる業務処理時間を縮減する。

### オ 電子申請データの審査業務への利活用【平成25年度までに検討】

電子申請データを後続工程の審査業務に利活用することにより、後方入力作

業に係る業務処理時間を縮減する。

カ 在留審査に係る進捗状況の一元管理及びリアルタイム性の向上【平成25年度までに検討】

在留審査の進捗状況をシステムで一元的に管理するとともに、ほぼリアルタイムで進捗状況を入力するようし、申請者からの問い合わせに対して迅速かつ正確に対応できるようにする。

## 6 インターネットを活用した情報提供機能の充実

### (1) 実施の必要性

#### ア 多言語への対応

法務省のホームページでは、日本語・英語の2か国語に対応したホームページは存在するものの、多言語に対応したホームページがほとんど存在せず、外国人がこれらのホームページから情報を入手することは困難な状況にある。現在の入国管理局ホームページも、一部の手続を除き、外国語で記載されたコンテンツがないために、日本語を読解できる外国人を除くほとんどの外国人にとって情報入手の手段となりえておらず、また、日本語のホームページ自体も利用者が自ら積極的にインターネットを介して情報を入手したいと思うようなコンテンツが少ないために、地方入国管理官署への来訪による相談や電話による相談が増加する一因となっている。

#### イ 電話対応に伴う職員の業務負担

他方、主要な地方入国管理局・支局に開設された「外国人在留総合インフォメーションセンター」で電話による外国人の入国・在留に関する手続に係る相談を受け付けているが、回線の混雑等で電話が繋がらない場合には、外国人が直接、地方入国管理官署の業務部門へ電話を掛けてくることが多く、日中の時間帯においては職員がその対応に追われることで、通常業務に多大なる影響が出ている。

### (2) 実施内容

インターネットを活用した情報提供機能の充実【平成25年度までに検討】

「行政情報の電子的提供及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計

画」(2005年(平成17年)8月24日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2007年(平成19年)8月31日, 2008年(平成20年)8月29日一部改定)に沿って, 平成19年12月に, 入国管理局ホームページの機器・回線を法務省ホームページへ集約し, コンテンツの一部を5か国語(日, 英, 中, 韓, 葡)対応とした。さらに, 前述の統合データベースとの連携によりウェブサイトを通じて申請者へ審査状況等の各種情報を提供できるようにする。

また, 在留審査の進捗状況や各手続に関するFAQを充実させる等, 各種情報提供機能の充実を図ることにより, ホームページへのアクセス数を向上させるとともに, 外国人を中心とする利用者が自ら必要な情報を24時間365日取得できるようにし, 利用者サービスを向上させる。

なお, インターネットを利用した情報提供機能の追加については, 提供する情報の内容も含めて平成25年度までに検討を行う。

## 7 コールセンターの設置による問い合わせ対応体制の拡充

### (1) 実施の必要性

#### ア 電話対応に伴う職員の業務負担

前述のとおり, 現在, 「外国人在留総合インフォメーションセンター」で電話による外国人の入国・在留に関する手続に係る相談を受け付けているが, 回線の混雑等で電話が繋がらない場合には, 外国人が直接, 地方入国管理官署の業務部門へ電話を掛けてくるが多いため, 職員がその対応に追われることで, 通常業務に多大な影響が出ている。

#### イ 情報提供機能の不足

「外国人在留総合インフォメーションセンター」では, 各種手続や各種申請書類の記載要領等の入国・在留に関する情報案内を行っているものの, 個々の申請者に対し審査の進捗状況等の情報を提供する機能を持っておらず, 申請者がこれらの情報を確認したい場合は, 直接, 地方入国管理官署へ赴くか, 業務部門の担当職員へ電話で確認する必要がある。

### (2) 実施内容

コールセンターシステムの構築【平成25年度までに検討】

コールセンターシステムを構築し、自動音声受付による問い合わせ案件の自動振分け、前述の統合データ管理システムとの連携による問い合わせ履歴の迅速な参照を実現する。

コールセンターシステムの構築により電話対応の効率化が実現され、電話通話時間が短縮する上、当該システムの自動音声受付機能により、職員による電話受付に係る1件当たりの業務処理時間を縮減することができる。

コールセンターシステムと統合データ管理システムとの連携により、進捗状況や問い合わせ履歴の参照機能を実現することで、迅速な問い合わせ対応が可能となり、問い合わせ対応に係る1件当たりの業務処理時間を縮減することができるだけでなく、担当職員以外の職員でも進捗状況や問い合わせ履歴を正確に把握することができ、電話による問い合わせ対応の質を均一化かつ向上することができる。

なお、コールセンターシステムについては、どのように実現すればより効果的なシステムを構築できるか、当システムが担う役割も含めて平成25年度までに検討する。

## 8 情報共有化の促進及びインテリジェンス機能の充実・強化

### (1) 実施の必要性

#### ア 水際対策，退去強制業務の強化

現行の出入国管理システムにおいては、テロリストや外国人犯罪者の潜在的な脅威に関する情報を、警察庁，外務省をはじめとする関係府省，海外の行政機関などから適宜収集・分析して入国管理局内で迅速に共有し，次の必要なアクションにつなげるインテリジェンス機能が整備されていないため，空港・海港における水際対策や退去強制業務を機動的に実施できていない。

#### イ 機動的な摘発等の必要性

外国人犯罪者や不法滞在者の所在と活動態様の把握を迅速に行えるようにし，空港・海港における水際対策や不法滞在者の摘発をより機動的に実施できるようにすることが必要である。

#### ウ 不法滞在外国人対策の必要性

国内に潜在する不法滞在外国人は，未だ高水準で推移しているほか，地方へ



の拡散化や定着化の傾向をたどっている。

#### エ 出入国管理政策の実施効果分析及び政策検討支援の必要性

現状、出入国情報を様々な切り口で加工し分析することが出来ておらず、今後出入国情報の実態を正確かつ適切なタイミングで把握した上で、出入国管理政策の実施状況の把握や政策の検討支援及び出入国管理業務にフィードバックしていくような仕組みが必要である。

### (2) 実施内容

#### ア ナレッジマネジメントシステムによる情報共有化の促進【平成25年度までに検討】

ナレッジマネジメントシステムを構築することにより、各種調査記録・審査記録の電子化を促進し、過去の審査事例や調査内容に関する情報を職員間で共有する。

これにより、法令規則集や過去の先例等の在留審査に必要となる情報、過去の審査・調査事例、摘発事例、ブローカー情報、海外の最新情勢等を一元的に管理して職員による共有を図ることで、在留審査、違反調査・審判等の質の向上が期待できるほか、各種調書、事件概要書等を電子化することで、迅速な参考情報の取得及び事実認定に対する理由付けを効率的に行うことが可能となる。

そのほか、法務省内の他部局とのデータの受渡し等の連携方策については、平成25年度末までに検討を行うこととする。また、その検討に当たっては、制度改正、インフラの整備状況及びセキュリティ確保の在り方のほか、取り扱う情報が個人情報に係るものであることを鑑みて、個人情報保護の観点からも慎重に検討を実施するものとする。

なお、ナレッジマネジメントシステムについては、どのような情報をどのような形態で共有するかを含め平成25年度までに検討を行う。

#### イ インテリジェンスシステム<sup>(注5)</sup>の導入によるセキュリティ機能及び情報分析能力の強化【平成25年度までに検討】

インテリジェンスシステムを構築することにより、前述の統合データ管理システムに蓄積されたデータを多面的に分析し、要注意人物の所在や行動特性等

のインテリジェンス情報を作成し、空港・海港における水際対策、不法滞在者の摘発、在留審査等に有効活用する。

これにより、空港・海港における水際対策や不法入国のほう助や不法就労の助長等、出入国管理法上の悪質な違反行為の摘発が強化されるとともに、我が国に潜在する犯罪の脅威の早期識別、国際組織犯罪の各国間移動の阻止が期待され、国民生活の安全性確保に大きく寄与する。

さらに、警察庁、外務省をはじめとする様々な関係行政機関との情報連携が促進されるほか、絶対的保有情報量が増加し情報精度が向上するため、より効果的な人員配置が可能になる。

また、次世代システム等の稼働後は、出入国情報がタイムリーに提供されることになる。これらの情報を様々な切り口で加工し分析するインテリジェンスシステムを構築すれば、政策実施効果の分析や評価をより効果的に実施することが可能になる。

インテリジェンスシステムの別の適用分野として、コールセンターや地方入国管理官署に寄せられた「在留者の生の声」を蓄積し、非構造化データとして解析して、在留者の利便性や満足度を向上させるための業務改善案を検討する仕組みを構築することも考えられる。

なお、インテリジェンスシステムについては、分析の対象とする情報、分析の手法を含め平成25年度までに検討を行う。

#### (注5) インテリジェンスシステム

インテリジェンスシステムは、現在複数のシステムで分散管理されている外国人の入国・在留に関するデータを統合、また、関係行政機関などから提供される諸データを一元的に管理し、これらのデータを収集・分析、また自動アラート機能を活用することで空港・海港における水際対策や不法滞在者の摘発に有効活用するものである。

また、統合されたデータを加工して政策目標と関連付け政策目標の達成状況の評価・分析することによってP D C Aサイクルにおけるチェックアンドコントロール機能を強化し、また、コールセンターに蓄積された在留者の生の声を分析して利便性向上の業務改善案を検討する等の情報分析能力の向上にも活用可能である。

## 9 位置情報システムを活用した実態調査及び違反調査業務の効率化

### (1) 実施の必要性

#### ア 不法滞在者対策の必要性

国内に潜在する不法滞在外国人は、未だ高水準で推移し、地方への拡散化や定着化の傾向をたどっている。

#### イ 調査体制の強化

不法就労事案・不法滞在事案・偽装滞在事案に対応する担当職員の人数が少ない上、調査に必要な情報を担当職員に分かりやすい形で提供する仕組みがないため、機動的な調査を実施することが困難な状況にある。

#### ウ 業務効率の更なる向上

特定のエリアに複数の調査事案が集中していても、各事案が地理的に近接しているかどうかを把握する仕組みがないため、個々の事案ごとに調査を繰り返しており、業務効率の面で問題がある。

#### エ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月犯罪対策官僚会議）において、不法滞在者の地方分散化、居住及び稼働の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国及び在留情報の分析結果を活用し、不法滞在者の摘発を強化することとしている。

### (2) 実施内容

#### 位置情報システムの構築【平成20年度から実施中】

位置情報システムを構築し、地図上に提報のあった不法滞在外国人や受入機関等に関する位置情報をマッピングし、実態調査や違反調査を実施する上で必要な情報を視覚的に分かりやすい形で端末に提供する。

現在、退去強制業務における違反調査はほとんどの場合、各事案に対しその都度調査が行われているが、位置情報システムを活用することにより、提報からの情報や一見関連のなさそうな他の事案と位置情報を通して関連付けて見ることや提報が集中しているエリアにおいて視覚的に住所情報を提供することで、より効率的な集中摘発を行うことが可能となるなど、それぞれの情報をより有効活用

することができる。

一方、在留審査業務における実態調査では、位置情報システムを活用することにより、他の事案と合同で調査を行うなど業務効率が向上し、効率的な人員配置が可能となる。

このほか、位置情報システムに業務遂行上慎重配慮を要する地点を登録することで、職員が訪問する際に不慮の事故の未然防止に活用できる。

### (3) 期待効果

#### ア 業務改善効果

上記位置情報システムの構築を実施した場合、在留審査業務における実態調査や退去強制業務における違反調査・審査時間の短縮が図られることにより、平成20年度以降に約1万2千時間（試算値）に相当する業務改善効果を得ることが可能と見込まれる。

#### イ サービス向上効果

上記位置情報システムの構築を実施した場合、不法滞在者の摘発が強化されることにより、不法就労関連コストの発生抑止に寄与することが可能と見込まれる。

## 10 情報システム管理体制の強化

### (1) 実施の必要性

#### ITケイパビリティの不足

入国管理局においては、IT業務全般で大小様々な情報システム管理態勢に関する課題が顕在化しており、IT-ROIを改善する上で必要なITケイパビリティ（最適化を企画・構築・展開・保全する能力）が不足している。その背景には根源的な問題として「情報システム要員の不足」と「付加価値の低いIT業務への偏向」がある。

### (2) 実施内容

#### ア 情報システム要員の育成【平成18年度から実施中】

本最適化計画を画餅として終わらせることなく、最適化による成果を確実に

摘み取るため、法務省情報化統括責任者（C I O）の下で、C I O補佐官の支援・助言等を得て、最適化実施における企画・設計・開発・運用・評価等の業務について、長期的な観点から情報システムに精通し、I Tを駆使した業務改革を推進するための入国管理局内部の人材を育成する。他方で、人材育成に時間を要することが予想されることから、当面は、入国管理局の状況を理解した情報化アドバイザーとしての任務に当たらせるため、例えば、全体システム構想の理念に基づく運用管理の実施支援・助言を行う全体工程管理事業者を設置するなど、外部業務委託による人材活用についても柔軟に検討する。これが業務手順や管理主体、業務ツール(管理資料・情報を含む)の標準化を行うことにより、その知識や経験の継承と展開を図る。

#### イ 費用対効果と業績測定指標に基づくシステム設計・開発等の調達【平成18年度から実施中】

前述の「I T新改革戦略」において、「各府省の情報システムの新たな構築・改修等に当たっては、現在進めているレガシーシステムの見直しを含め、その費用対効果を改めて明確化することとし、信頼性・安全性の確保のために行うものなど真に必要性を有すると認められるものを除き、①情報システム関係経費や業務処理時間・定員の削減が見込まれるなど行財政改革に資する、②最適化計画等の適切な整備計画に基づく、③利便性向上に寄与する、という3つの基準を満たすものについてのみ実施するものとする。」旨が謳われていることから、これを踏襲して最適化に係るI T調達を実施する。

また、最適化計画で算出した費用対効果を達成することが本質的に重要であることから、最適化に係るシステム設計・開発の調達を実施する際には、費用対効果や、効果算定の前提となっている業績測定指標（K P I）を調達仕様書において目標値として記載する等、最適化実施段階で確実に各種効果を達成するための工夫を継続して検討し、実際の調達に際しても、可能な限り、既製のハードウェア製品・ソフトウェア製品と、アプリケーション開発をアンバンドル化して行うほか、一般競争入札等を効果的に活用し、コストの削減に努める。

#### ウ S L Aに基づくシステム運用保守の調達【次世代システムの導入に伴って実施予定】

現状、法務省入国管理局の情報システム部門では、運用保守に係る付加価値

の低い業務（例：移行データの補正，各地方入国管理官署からの統計資料の回収等）に多くの時間が割かれており，より付加価値の高い企画・設計・開発・評価等の業務に十分な時間をかけることが難しい状況にあるが，今後のシステム運用保守に係る調達では，情報システム部門の負荷を極力軽減させることを念頭に置いて運用業務を一元化・外部委託化するとともに，各主体の役割と責任，業務内容を明確にし，S L A（サービス・レベル・アグリーメント）を策定することにより外部委託業務の品質を担保する。

#### エ 厳格な個人情報管理体制の構築【平成18年度から実施中】

個人情報保護方策の徹底を期する観点から，有識者の意見を踏まえ，個人情報保護制度に基づいた情報管理の適正を期するとともに，各種のセキュリティ対策を講じるものとし，新たな制度・システムの構築に当たっては，民間セクターで導入が進められている情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）の枠組み及びその認証基準を参考としつつ，「組織的・人的セキュリティ」，「物理的セキュリティ」，「技術的セキュリティ」に基づく個人情報の厳格な管理に万全を期する。

また，外部専門家による「政府機関統一基準」に基づく検査・評価を定期的に行い，個人情報をはじめとする情報資産の管理が適正に行われているかを第三者的な視点から客観的にチェックするものとする。

### （3）期待効果

- ア 上記（2）の情報システム要員の育成を実施した場合，既存ベンダー側に I T ケイパビリティを依存してきた状況にメスを入れ，I T ケイパビリティを入国管理局側に取り戻すことが可能となる。
- イ 上記（2）の費用対効果と業績測定指標に基づくシステム設計・開発等の調達を実施した場合，本最適化計画が企図する業務改善効果，I T 改善効果及びサービス向上効果を確実に獲得する。
- ウ 上記（2）の S L A に基づくシステム運用保守の調達を実施した場合，付加価値の低い I T 業務からの脱却が可能となる。
- エ 上記（2）の厳格な個人情報管理体制の構築を実施した場合，個人情報の漏洩等のリスクを回避し，万が一，個人情報外部に漏洩した場合の影響範囲

を極小化することが期待できる。

## 1.1 新たな在留管理制度の実施及び従来機能の拡充

### (1) 実施の必要性

第171回国会において可決・成立した入管法等改正法において、

ア 法務大臣は在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人に対し、基本的身分事項、在留資格・在留期間等を記載した在留カードを交付すること

イ 在留カードの交付を受けた外国人は、上陸後に定めた住居地を一定期間内に市町村長を経由して法務大臣に届けなければならないが、また、在留カードの記載事項のほか、その在留資格に応じて所属機関や身分事項に変更があった場合には法務大臣に届けなければならないこと

ウ 上記ア及びイに係る情報の正確性を確保するため、法務大臣が外国人の所属機関から情報を受けられること

エ 在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年に引き上げるとともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で出国後1年以内に再入国をする場合、原則として再入国許可を受ける必要がないものとするこ

とされている。

こうした新たな在留管理制度の導入に基づき現行の業務を見直す必要があるとともに、これに対応するシステムを整備する必要がある。

また、現在、外国人の受入機関のうち、雇用先事業主については雇用対策法に基づいて外国人の入職時及び離職時にその事実を申告することが義務付けられており、法務省入国管理局は同法を所管する厚生労働省を通じて雇用状況報告の情報提供を受けているほか、留学・就学先である大学等教育機関、研修生受入機関からも任意に同様の情報提供を受けている。しかしながら、システム上、当該情報を共有する機能が存在せず、情報を十分に活用することができない。

さらに、現世代システムにおいては、出入国、在留、退去の各個別機能があるが、難民認定審査に係る機能は不十分であり、より利便性の高いシステムを整備する必要がある。

### (2) 実施内容

ア 在留カード発行システムの導入及びこれに伴う次世代システムへの機能追加【平成24年度までに実施】

入管法等改正法においては、在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人に対し、基本的身分事項及び在留資格・在留期間等を記載した在留カードを発行することとされており、全国の空海港における上陸許可時及び地方入国管理官署における在留許可時において、同カードを作成・発行するシステムを同法の施行に合わせて導入する。その際、在留カードの作成に必要な顔写真について、個人識別情報システムで取得した顔画像を利用可能とするよう、個人識別情報システムの改修を行う。在留カード発行システムの導入に合わせて、一定の移行期間を経て現行の外国人登録情報処理システムは稼働停止となる。

また、平成24年度までに現世代システムから次世代システム（同等機能）への刷新を行っているところ、これに在留カードの作成・発行に伴う連携機能及び統計・照会機能を追加する。これらの外国人に対する在留カードは、カード偽造・変造を防止するため、カードの素材や書き込みの制御方法等について検討することとする。

なお、特別永住者については、新たな在留管理制度の対象ではないが、入管法等改正法において、特別永住者証明書を発行することとされていることから、同証明書を作成・発行する機能についても入管法等改正法の施行に合わせて導入し、次世代システム（同等機能）に特別永住者証明書の作成・発行に伴う連携機能及び統計・照会機能を追加する。

イ 在留管理を行うための届出機能の追加【平成24年度までに実施】

入管法等改正法の施行に伴い、中長期間在留する外国人は、在留資格に応じて、所属機関及び身分関係に変更があった場合、変更事項を法務大臣に届けることとなるが、当該手続をオンラインで行う機能を次世代システムに追加することにより、外国人の利便性の向上を図る。

また、外国人の所属機関についても受入れの状況についてオンラインでの届出を可能にすることにより利便性の向上を図る。

本機能追加の要否を検討するために、「電子政府ユーザビリティガイドライン」にのっとり、中長期間在留する外国人に対しオンラインの利用見込み等の



調査検討を行った結果、高い利用率が得られる見込みが立ったことから、平成24年度までに実施することとする。

ウ 市町村との連携機能の追加【平成24年度までに実施】

入管法等改正法の施行に伴い、外国人登録法が廃止となり、我が国に中長期間在留する外国人については、基本的身分事項等の情報を法務大臣に直接届け出ることになる一方、住居地に関しては市町村長を経由して法務大臣に届け出ること、そして、市町村長は外国人住民に係る住民票について、一定の事由により記載、削除、記載の修正をしたときは法務大臣に通知することとなる（なお、入管法等改正法施行後、登録原票は、市町村長から法務大臣に送付される。）。

また、第171回国会において可決・成立した住民基本台帳法の一部を改正する法律においても、法務大臣は住民基本台帳の記載の対象となる外国人について、基本的身分事項、在留資格、在留期間の変更等があった場合は遅滞なく市町村長に通知することとされていることから、市町村との連携機能を次世代システムに追加する。

エ 外国人の利便性向上機能の追加【平成24年度までに実施】

適法に在留する外国人については、在留期間の上限を5年に引き上げるほか、有効な旅券を所持するとともに在留カード又は特別永住者証明書を所持する外国人にはそれぞれ1年以内又は2年以内の再入国を、原則として事前に再入国許可を受けることなく可能とするよう次世代システムに機能追加を行う。

オ 雇用状況報告及び外国人所属機関からの提供情報への対応【平成24年度までに実施】

従来までシステムにおいて管理していた情報に加え、雇用状況報告及び教育・研修機関等所属機関から提供のあった情報についても、次世代システム上一元的に管理し、調査・分析する機能を追加する。

カ 難民認定審査機能の拡充【平成24年度までに実施】

難民認定審査業務に係る情報を一元管理し、更に他業務との連携を図ることが可能となるよう次世代システムに機能追加する。これにより、業務利便性をより向上させることを可能とする。

(3) 期待効果

## ア IT改善効果

上記（２）の在留カード発行システムの導入及びこれに伴う次世代システムへの機能追加を実施した場合、現行の外国人登録情報処理システムと在留カード発行システムのシステム運用経費を比較すると、運用開始１年後の平成２５年度において年間約６．５億円（試算値）のIT改善効果が可能と見込まれる。

## イ 業務改善効果

上記（２）の市町村との連携を実施した場合、市町村長から法務大臣に通知される情報への対応に要する作業が不要になる業務改善により、平成２５年度以降に約１万９千時間の業務改善効果を得ることが可能と見込まれる。

また、上記（２）の届出機能の追加を行うことにより、本来であれば地方入国管理官署において新たに年間約２万３千時間の業務処理時間が必要であるところ、約１万６千時間の作業が軽減されると見込まれる。

さらに、上記（２）の雇用状況報告及び外国人所属機関からの提供情報への対応を実施した場合、在留審査等の判断に必要な情報を得ることが容易になる結果、在留審査の期間が短縮されることが期待できる。

## ウ サービス向上効果

上記（２）の届出機能の追加を行うことにより、届出の対象者が届出を行うために地方入国管理官署を訪れることが不要になることで、外国人等の利便性が向上することが期待される。

また、市町村との連携を実施した場合、市町村長と法務大臣が保有する情報の整合性が確保されることで適法に生活する外国人に対する市民サービスの確実な提供が期待できるほか、在留申請の申込から結果の確認までの期間が短縮される。

# 第4 最適化工程表

年度	2005年度 平成17年度	2006年度 平成18年度	2007年度 平成19年度	2008年度 平成20年度	2009年度 平成21年度	2010年度 平成22年度	2011年度 平成23年度	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度～
主要 マイルストーン	▼FAL条約対応 (平成17年11月)		▼個人識別情報システム本格運用開始 (平成19年1月)	▼府省共通ポータル移動 (次世代シングルウィンドウ) (平成20年10月) ▼職員等利用者認証基盤 (GIM)運用開始 (平成21年3月)	▼在留カードによる管理制度の法案成立 (平成21年7月)			▼在留カードによる管理制度の法案施行	
全体工程管理		工程管理							
現行システム	現行ホストコンピュータ1号機の運用				現行ホストコンピュータ2号機の運用				
現世代システムから次世代システム(同等機能)への刷新		要件定義		次世代日本人システムの設計・開発・導入	次世代日本人システムの運用・保守				
				要件定義	次世代出入国情報システムの設計・開発・導入	次世代出入国情報システムの運用・保守			
				現行システムからのデータ移行					
最適化施策を実施するために必要となる共通基盤の整備・拡充		要件定義	共通基盤システム(一次)の設計・開発・導入		共通基盤システム(一次)の運用・保守			運用・保守	
				要件定義	共通基盤システム(二次)の設計・開発・導入		運用・保守		
			ネットワークの冗長化・拡充						
バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立	次世代出入国審査プロトタイプシステム検証実施・試行運用	個人識別情報システムの設計・開発等	個人識別情報システム開発・導入	個人識別情報システムの運用・保守					
乗員上陸許可申請関係手続の電子化推進		要件定義	設計・開発	設計・開発	乗員上陸許可支援システム(海港)の運用・保守				
				次世代APIS(空港)の設計・開発・導入	次世代APIS(空港)の運用・保守				
在留手続の電子化							在留手続の電子化について平成25年度までに検討		
位置情報システムを活用した実態調査及び違反調査業務の効率化			位置情報システムの設計・開発・導入	位置情報システムの運用・保守					
インターネットを活用した情報提供機能の充実							入管ホームページへの情報提供機能について平成25年度までに検討		
コールセンターの設置による問合せ対応体制の充実							コールセンターについて平成25年度までに検討		
情報共有化の促進及びインテリジェンス機能の充実・強化							ナレッジマネジメントシステムについて平成25年度までに検討		
							インテリジェンスシステムについて平成25年度までに検討		
情報システム管理体制の強化		情報システム要員の育成							
		費用対効果と業績測定指標に基づくシステム設計・開発の調達							
		SLAに基づくシステム運用保守の調達							
		厳格な個人情報管理体制の構築							
新たな在留管理制度的実施及び従来機能の拡充				要件定義	在留カード発行システム及び次世代システムへの機能追加の設計・開発・導入			運用・保守	
				要件定義	在留管理を行うための届出・帰国通知の追加			運用・保守	
				要件定義	市町村との連携機能の追加の設計・開発・導入			運用・保守	
				要件定義	外国人の利便性向上機能の追加の設計・開発・導入			運用・保守	
				要件定義	雇用状況報告及び外国人所属機関からの提供情報への対応の設計・開発・導入			運用・保守	
				要件定義	難民認定審査機能の追加の設計・開発・導入			運用・保守	

## 第5 現行体系及び将来体系

別添のとおり。

### (参考)

- 1 IT改善効果（試算値）は、システムの借用・オペレーション・保守等に必要となる経費について、現世代システムに係る実績費用と業務・システムの最適化を実現した場合を想定した当該費用の大まかな差額を試算したものであり、情報システム関係経費の削減可能額を意味しているものではない。
- 2 業務改善効果（試算値）は、最適化が実現した場合どの程度の業務処理時間の縮減が見込まれるかを大まかに試算したものであり、具体的な業務処理方法等の事情により、実際の効果は大きく変動し得るものである。